

平成25年度 第4回 住居表示整備審議会

◇日時

平成26年3月27日（木） 午後2時～

◇開催場所

市役所3階 庁議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員10名（向山委員欠席）

事務局 市民生活部職員4名

◇会次第

1 開 会

2 審 議

・整備対象区域の選定について

3 その他

4 閉 会

◇配布資料

(1) 大規模開発事業等の状況（未実施地域）

(2) ④、⑤地区の検討事項

(3) ⑥、⑦、⑧地区の検討事項

(4) 図①～④

◇会議録（要録）

1 審議

(1) 配布資料等の説明

事務局より、大規模開発事業等の状況（未実施地域）、④、⑤地区の検討事項、⑥、⑦、⑧地区の検討事項について説明。

※地区

④西武多摩湖線以東、青梅街道以北の小川町二丁目、小川東町、仲町、天神町二丁目（未実施地域）

⑤西武多摩湖線以東、青梅街道以南の小川町二丁目、仲町、学園東町

- ⑥鈴木街道以北の鈴木町一丁目、鈴木町二丁目
- ⑦鈴木街道以南、新小金井街道以西の鈴木町一丁目、回田町
- ⑧鈴木街道以南、新小金井街道以东の鈴木町一丁目、鈴木町二丁目、回田町、御幸町

(2) 発言の要旨

【委員】

重複する地番を変更する場合、職権での変更になるとのことだが、所有者等にはどの時点でお知らせするのか。地番を変更する際は、枝番だけの変更で可能であるのか。親番を変更する際は、どのような地番に変更になるのか。町名を公募する場合はどのような手続きを考えているのか。

【事務局】

地番の変更については、住居表示実施と同時に変えることになるが、所有者等には事前にお知らせをする。枝番のみを変更する際は、現在使われていない枝番を付け直すことになる。例えば現在枝番が100番までであれば、101番から順番に新しい番号を付ける。親番を変更する際は、登記所との相談になるが、空いている番号を付けることになる。例えば1,000番台が空いていれば、1,000番台を付けることになる。町名の公募については具体的な手続き等は考えていないが、町名を公募すると時間がかかるので、住居表示の実施の際には難点となる場合がある。

【委員】

⑥、⑦、⑧の地区については、丁目の境の区切り方等いろいろ問題があるように思うので、④、⑤の地区を検討してみてもどうかと思う。④、⑤地区について、説明であった例示の区切りでいくと9つに分けられるが、町の名称については、今回の説明で例示された名称のようになるのか。

【事務局】

町名については、今回はあくまで例示で示しただけであるので、必ずしもこのような名称になるとは限らない。また、平成24、25年と大沼町、花小金井、天神町と住居表示を実施したが、町名について、今までの歴史ある町名を残してほしいという意見があった。今後住居表示を実施する地区については、いくつかの町が1つになることが想定されるので、そのままの町名というのは難しいと思うが、なるべく、今までの町名に準拠した町名をつける方向で考えていくことになると思う。

【委員】

町名については検討事項であると思うが、1つの町の中で何丁目と分ける方法はないのか。

【事務局】

例えば、仲町を一丁目から五丁目に分けるといようなことは考えられると思う。

【委員】

職務上、より正確に配達することが必要であるが、新しい町名が増えると郵便番号も増えてしまうので、できれば新しい町名が増えない形の変更がありがたい。

【委員】

今までの議論のように進めてほしい。

【委員】

消防署の立場からすると、小川東町、学園東町の未実施地域の住所がわかりづらいのでそこを何とか早く解決してほしい。また、住居表示を経験した立場からすると、そこに住む住民の一番の関心は町名がどうなるのかであり、地番の変更については特に問題はないのではないかと。実際、変わった地番に対して、何の不满もないし、何の問題も起きていない。よって、住居表示実施の際は町名が変わらない方がいいし、地番の変更だけであつたら特に気にならないと思う。

【委員】

地番が変わっても特に問題はないと思う。やはり、町名が変わることが一番の関心事ではないか。

【委員】

④、⑤の地域の方が住居表示を実施しやすいのではないかと。⑥、⑦、⑧の地域をみると、回田町と鈴木町とでは開発の歴史からいくと違うと思う。町名が一番の関心事になってくると思うが、鈴木稲荷を回田町にしてしまつては歴史的に問題があると思う。それ以外にもいろいろ問題があるので難しいと思う。それと、重複する地番を変更しなければいけないということの意味が今一つ理解できない。あと、④、⑤の地域を9つに分けた場合の町名について、仲町一丁目から九丁目にすることが難しいのであれば、青梅街道で分けて北側を北仲町一丁目から六丁目とし、南側を南仲町一丁目から三丁目にするれば、青梅街道を挿んでも両方とも仲町であると認識されるのであまり抵抗がないと思う。ところが青梅街道を境に北側が仲町で南側が学園になると、今まで青梅街道を挿んで一緒に集落だったので抵抗があると思う。

【事務局】

地番変更の関係であるが、住居表示というのは、建物に新しい番号をつけていくものであり、土地の地番まで変えるものではない。よって、土地の地番についてはそのままの地番が残る形である。例えば、仲町と学園東町に644番地という枝番まで一緒に地番が存在するが、そこが同じ町区域になってしまうと同じ土地の表示が2つできてしまうので、どちらかの地番を変えなければいけないということである。

【委員】

大体方向性が見えてきたと思う。審議会としても、ここで経過を少しずつ整理をしていかなければならない。④、⑤の地域と⑥、⑦、⑧の地域を比較すると、⑥、⑦、⑧の地域については面積基準からして相当基準を超えてしまっているし、大方の委員の意見からすると、今回の諮問である「整備対象区域の選定について」だけで考えると、④、⑤の地域に落ち着くのではないかと。④、⑤地域を選定する理由としては、まずは市街地域に決定されている地域であるというのが1つの要素である。次に、平成24、25年の実施で残ってしまった天神町二丁目が④、⑤の地域に入っているため、そこを実施しなければならないということもある。もう1つは過去に学園東町を残してしまった経緯があるために、今回は対象地域にしなければならないのではないかと。また、面積区分についても、案の段階だが、住居表示の実施基準からすると、若干基準を超えてしまっているが、大体④、⑤地域に落ち着くのではないかと。いま述べてきた理由が審議会の方向性として認められれば、答申に近づける要素としては十分できてきたと思う。町名については、これから市長から諮問があると思うが、次の段階で、歴史や現行町名への愛着心、住民の意向等を尊重し、もう一步踏み込んで議論していけるのではないかと。現段階では、道路等で適正な規模に区切ることができる、④、⑤の地域の方が整備対象区域としてふさわしいのではないかと。次の段階で町名の問題を踏み込んで議論していくというのが前回成功した事例だと思う。その際はまちづくりの観点にも立たなければならない。個人としては、今回は④、⑤を整備対象地域として選定し、その難しさ等を審議していき、次の段階で地元の委員を入れて地元の意向を反映しながら、町名をどうしていくか決めていく形がいいのではないかと。その際は、地元の住民の意向とか愛着心とか歴史、伝統等を尊重して町名を決めていくべきである。整備対象区域としては④、⑤に決めて、次のステップに進んでいく方がよろしいのではないかと。

【委員】

町名については、これから決めることであるが、学園東町に住んでいる人達は学園東町という町名にこだわりがあると思う。学園東町という町名に憧れて住んでいる人達がいるので、その辺は考えていかなければいけないと思う。仲町に住んでいる人達については、知り合いの意見からすると、番地がばらばらなのでそれを早く整理してほしいという意見があるが、それほど、町名へのこだわりがないように思う。

【会長】

今回までの委員の議論や意向から、整備対象区域としては⑥、⑦、⑧区域よりは④、⑤区域の方が適当ではないかと思う。まずは、整備対象区域を決めてから次の段階に進んだ方がより前進していけると考えられるがいかがでしょうか。ご異議なければ、④、⑤地域を整備対象区域として選定し、今後具体的に次の段階に進んでいくことにします。(異議なしの声あり)

【事務局】

今後の流れとしては、今回の諮問である「整備対象区域の選定について」の答申文を作成し、市長に提出し、その次の段階として、町区域や町名等を審議していただくことになる。

【委員】

答申文については、会長、副会長と協力して、答申文の案を作成し、次の審議会へ提出したいと思う。

2 その他

次回の審議会は、平成26年5月19日（月）とする。